

平成二十三年八月九日提出  
質問第三八八号

取調べの可視化を法制化すべきとする法務省の調査報告書に関する質問主意書

提出者 浅野 貴博

## 取調べの可視化を法制化すべきとする法務省の調査報告書に関する質問主意書

本年八月八日、法務省は、犯罪捜査の取調べを録音・録画するいわゆる取調べの可視化について検討し、調査してきた内容をまとめた報告書（以下、「報告書」とする。）を江田五月法務大臣に提出している。右を踏まえ、質問する。

一 「報告書」では、可視化を制度化することの必要性が強調され、実現に向けた法務省の取り組みを強く促す記述がなされているものと承知するが、改めてその内容につき説明されたい。

二 「報告書」に対する江田大臣の評価如何。

三 「報告書」では、取調べの全過程を可視化することについて「一律に録音・録画を義務付ける制度を構築することは適当でない」と否定的な見解が示されているものと承知するが、何を持って全過程の可視化が適当でないとするのか、その理由を説明されたい。

四 その一方で江田大臣は、「報告書」を受け、笠間治雄検事総長に対し、裁判員裁判の全事件を対象とする可視化措置の範囲を拡大するよう指示している。江田大臣として、右の案件に限らず、例えば裁判員裁

判の全事件での取調べの全過程を可視化する等、一部の可視化の範囲を対照させるのではなく、全過程の可視化の範囲を拡大させるよう指示をし、その実現を図る考えはあるか。

右質問する。